

泉北ニュータウンまちびらき 50 周年事業構築支援業務企画提案書作成要領

1. 業務名称

泉北ニュータウンまちびらき 50 周年事業構築支援業務

2. 業務概要

別紙「仕様書」参照

3. 業務履行期間

契約締結日（平成 28 年 7 月中旬予定）～平成 29 年 3 月 31 日

4. 契約先

泉北ニュータウンまちびらき 50 周年事業準備委員会
（事務局）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市役所 高層館 16 階

堺市 建築都市局 ニュータウン地域再生室内 担当 高松、中川

電話番号 072-228-7530

FAX 072-228-8468

e-mail nisai@city.sakai.lg.jp

5. プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号）第 3 条の規定に該当しない者。

(2) 泉北ニュータウン 50 周年事業構築支援業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

(3) 泉北ニュータウン 50 周年事業構築支援業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者及び入札参加有資格者

でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合
あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の
決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされて
いない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされて
いない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

6. 日程

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| (1) 公募開始日 | 平成 28 年 6 月 16 日（木） |
| (2) 参加資格確認申請書等提出締切日 | 平成 28 年 6 月 23 日（木） |
| (3) 質疑締切日 | 平成 28 年 6 月 23 日（木） |
| (4) 質疑回答日 | 平成 28 年 6 月 27 日（月） |
| (5) プロポーザル参加資格確認結果通知日 | 平成 28 年 6 月 30 日（木） |
| (6) 企画提案書等提出締切日 | 平成 28 年 7 月 6 日（水） |
| (7) プレゼンテーション実施日 | 平成 28 年 7 月 11 日（月）【予定】 |
| (8) 審査結果（採否）通知日 | 平成 28 年 7 月 12 日（火）【予定】 |
- 優先交渉権者決定

※1 本業務についての説明会を実施する予定はない。

※2 質疑、参加資格確認申請書、企画提案書等は公募開始日から提出可能とする。

7. 応募書類の配付

次の方法による。

平成 28 年 6 月 16 日（木）から平成 28 年 7 月 6 日（水）まで、堺市ホームページか
らダウンロードする。

堺市ホームページ（泉北ニュータウン再生の取組み）：

<http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/senbokusaisei/index.html>

8. 提出書類

- (1) プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

企画提案書等を提出（プロポーザル参加）する者は、下記のとおり「プロポーザル
参加資格確認申請書」等を提出すること。

- ①提出書類

(ア)プロポーザル参加資格確認申請書

- ・必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。

(イ)同意書

- ・事業者（本社に限る）の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印（実印）を押印すること。
- ・提出部数は1部とする。

(ウ)国税の納税証明書（法人は「その3の3」、個人は「その3の2」とし、平成28年4月1日以降に発行されたものを必ず添付すること。写し可。）

- ・提出部数は1部とする。

※提出書類(イ)(ウ)については、堺市登録業者の場合、提出は不要である。

②提出期限

平成28年6月23日（木） 午後5時まで

③提出先

前記4の事務局まで

④提出方法

事務局へ直接持参の上提出してください。

※上記提出期限までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)に持参すること。

※前記5のプロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は、プロポーザルに参加することができない。参加資格確認申請書を提出した事業者に対して、参加の可否について、平成28年6月30日（木）に通知する。

(2) 企画提案書等の提出

① 提出書類

(ア) 企画提案書

- ・ A4版 横書 片面、左綴じ
- ・ 提出部数 10部 (正1部 副9部)
- ・ 正1部は、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、下欄には担当者連絡先を記載すること。
- ・ 副9部は、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。
- ・ 宛名は「泉北ニュータウンまちびらき 50周年事業準備委員会」とすること。
- ・ 表紙には「泉北ニュータウンまちびらき 50周年事業構築支援業務企画提案書」記載すること。
- ・ 提案者が判別できるような記載、表現、ロゴの記載、資料の添付等は一切しないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。
- ・ 本事業において企画提案をすることができるのは1案だけである。
- ・ 提出期限後の企画提案書の差替は認めない。(事務局が補正等を求める場合を除く。)

(イ) 見積書

- ・ 見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格(税抜)、消費税額(地方消費税額を含む)を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。
- ・ 見積書については仕様書「6. 事業の内容」の(1)から(6)の項目毎に、人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。
- ・ 見積書の提案上限金額は4,810,000円(税込)とし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。

- ・ 提出部数は10部とする。(正1部、副9部)
- ・ 正1部は、表紙については、宛先は「泉北ニュータウンまちびらき 50周年事業準備委員会」、業務名は「泉北ニュータウンまちびらき 50周年事業構築支援業務企画提案書」とし、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。
- ・ 副9部は、表紙については、宛先は「泉北ニュータウンまちびらき 50周年事業準備委員会」、業務名は「泉北ニュータウンまちびらき 50周年事業構築支援業務企画提案書」と記載するのみで、社名等の記載や押印を一切行わないこと。見積書についても、提案書と同様に、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。

(ウ)類似業務の実績を証明する資料

- ・ 提案書の(3)に記載する過去の3年以内(平成25年度以降)の類似業務の実績を証明する資料(契約書及び仕様書等の写し等)
- ・ 提出部数1部

②提出期限

平成28年7月6日(水)午後5時まで

③提出先

前記4の事務局まで

④提出方法

上記提出期限までの午前9時～午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)に直接持参の上、データ版(PDF)を提出すること。

※参考

提案上限金額4,810,000円(税込)については、下記の積算に基づいている。

仕様書「6.業務の内容」のうち、(1)(2)(3)(5)(6)にかかる経費2,410,000円、(4)にかかる経費2,400,000円

9. 提案書記載事項

別紙の「泉北ニュータウンまちびらき50周年事業構築支援業務仕様書」に基づき、次の項目についての提案を作成すること。

提案書は、A4版、片面、横書、左綴じとし、全て含めて10枚以内で作成すること。

提案書の書式等は自由とするが、審査項目毎に分かりやすいように作成すること。

- (1)業務の実施体制(業務従事者の人数・役割、専門分野、資格、業務実績、経験等)
- (2)泉北ニュータウン50周年事業の構築に向けた具体的な事業手法や内容、情報発信に向けた提案
- (3)過去の3年以内(平成25年度以降)の類似業務の実績・成果(記載する実績数は問わない)

10. 提案書作成に関する質問受付

提案書作成に関して疑義が生じた場合には、前記4の事務局担当者まで電話にて問い合わせるか、電子メールにて問い合わせること。電子メールの場合は、送付後、速やかに事務局まで電話をし、必ず到達確認をすること。

なお、質問受付の締切は平成28年6月23日(木)12時までとし、それ以後は一切受け付けない。

1 1. 提案書提出の辞退

プロポーザル参加資格確認申請書を提出後、提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、「プロポーザル参加辞退届」に事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、企画提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

(1) 辞退届提出期限

平成28年7月6日（水）午後5時まで

(2) 提出先

前記4の事務局まで

(3) 提出方法

上記提出先まで直接持参すること。

上記提出期限までの午前9時～午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

1 2. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) プロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- (3) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (4) 提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く。)
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (9) 本事業について2案以上の企画提案をした場合
- (10) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

13. 企画提出書等の審査

(1) 審査基準及び配点表

次の審査基準及び配点表のとおり

審査項目	審査内容	配点
(1) 実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> 本業務及び提案内容を実施できる体制が計画されているか。 	10点
(2) 泉北ニュータウンまちびらき 50周年事業の構築に向けた具体的な事業手法や内容、情報発信に向けた提案	仕様書「6. 業務内容」の項目について以下の内容で審査する	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) b) 「大学等と連携した産官学連携事業の企画、構築支援」について、具体的な提案がなされているか。 	10点
	<ul style="list-style-type: none"> (1) c) 「緑道や公園等の公共空間やまちの資源を活かしたエリア価値向上方策の検討、構築支援」について、具体的な提案がなされているか。 	10点
	<ul style="list-style-type: none"> (2) 「市民主体のまちづくり事業」について、具体的な提案がなされているか。 	10点
	<ul style="list-style-type: none"> (3) 「他団体との連携」について、具体的な提案がなされているか。 	10点
(3) 過去の3年以内（平成25年度以降）の類似業務の実績・成果（記載する実績数は問わない）	過去の類似業務の実績・成果について、以下の内容で審査する。	
	<ul style="list-style-type: none"> 大学等と連携した産官学連携事業について、具体的な実績、成果があるか。 	10点
	<ul style="list-style-type: none"> 公園や駅前広場等の公共空間活用によるエリア価値の向上について、具体的な実績、成果があるか。 	10点
(4) 業務委託金額について	<ul style="list-style-type: none"> 提案上限額からの減額率に応じて加点する方式とし、以下の計算式により得点を算出する。 (少数点以下は切り捨て) 	10点
	$10 \text{ 点} \times \frac{\text{提案上限額} - \text{提案額}}{\text{提案上限額} - \text{提案されたうち最低の額}} = \text{得点}$	
		合計 100 点

(2)審査方法

- ・提出書類は泉北ニュータウンまちびらき 50 周年事業準備委員会委員で構成する選定委員会において審査し、総合的に判断し、最も優秀であると認められた 1 者を選定する。
- ・提出書類の内容について、平成 28 年 7 月 11 日（月）にプレゼンテーションの実施を予定している。日時等詳細については別途連絡を行う。なお、応募者数や提案内容によっては、プレゼンテーションを実施しない場合がある。
プレゼンテーション審査の時間は、説明 15 分、質疑応答 10 分程度を予定している。
- ・審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- ・審査内容、結果についての異議は認められない。

(3)審査結果

審査結果は採否に関わらず、平成 28 年 7 月 12 日（火）に通知を予定している。

(4)優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉権者として決定する。

1.4. 契約の締結

(1)契約者の決定

①優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、当該事業者は平成 28 年 7 月 14 日（木）までに契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。

② 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

(2)契約金額

契約金額は、提案された見積書の金額の範囲内とする。

(3)契約保証金

本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の 10 / 100 以上とする（ただし、利子は付さない）。

なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

ア 保険会社との間に準備委員会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

イ 過去 2 年間に、国又は地方公共団体と、種類をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行したとき。

ウ 契約金額が、1,000,000 円以下であるとき。

15. その他

- (1)提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には準備委員会で定めた保存年限満了後、準備委員会の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
- (2)提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3)企画提案書で表明された内容を事業に反映させるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、準備委員会は一切賠償しない。
- (4)企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。